

災害等復旧費用の相互扶助運用要領の改訂 に関する補足説明資料

2022年1月
電力広域的運営推進機関

本資料は、意見募集についての説明資料であり、
意見募集の対象ではありません。
ご意見を送られる際のご参考にしてください。

1. 今回の意見募集対象文書
2. 運用要領改訂案のポイント及び反映箇所
3. 運用要領の主な変更箇所
4. 運用要領改訂までのスケジュール

1. 今回の意見募集対象文書

- 災害等復旧費用の相互扶助に係る内容は、以下の規程類にて定められています。
- 今回、本制度の**運用開始以降の実務（申請/審査/交付）**及び**今後の環境変化を踏まえて、「災害等復旧費用の相互扶助運用要領」の改訂を予定**しております。

		文書の種類	主な記載内容
相互扶助 制度関連 文書	規程類	定款	✓ 本機関の目的を達成するため必要な業務が記載されており、災害等復旧費用の相互扶助制度に関する業務も記載。
		業務規程	✓ 本機関の業務及びその執行に関する事項が記載されており、災害等復旧費用の相互扶助制度に関する業務及びその執行に関する事項も記載。（2022/4月に、配電事業者に係る記載を追記予定）
		送配電等業務指針	✓ 一般送配電事業者及び送電事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務の実施に関する基本的な事項が記載されており、災害等交付金の交付申請ができる旨も記載。 （2022/4月に、配電事業者に係る記載を追記予定）
		<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; text-align: center; color: red; font-weight: bold;"> 今回の意見募集対象 </div> <p>災害等復旧費用の相互扶助運用要領</p>	✓ 本業務を円滑に実施するため、制度運用に係る詳細内容を記載。 <ul style="list-style-type: none"> ● 拠出金、積立基準額の設定や拠出金支払いに関する手続き ● 申請・交付に係る手続き <ul style="list-style-type: none"> ・災害基準要件、申請手順、申請対象費用や証憑、交付額の決定に係る審査・交付手順等、交付金の支払い、交付実績の報告 ● その他（事後検証）
	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> 改訂案への 反映項目 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 新たに定義される配電事業者が、本制度の対象者に追加されることに伴う内容 ✓ 制度運用開始以降の実務（申請/審査/交付）を通じて追記/変更する内容 ✓ その他変更 	

2. 運用要領の主な改訂内容及び反映箇所（1）

改訂の考え方・ポイント		反映箇所	
1	配電事業者が本制度の対象者に追加されることに伴う内容	<p>■ 拠出金の対象事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度開始時点で事業を営んでいる一送及び配電事業者を期初の拠出金請求の対象とする ・年度途中で事業開始する事業者は、翌年度の拠出金支払い時に、当該年度分の支払い相当額を加算する 	<p>本文</p> <p>2 拠出金・積立基準額に関する手続きについて (2) 拠出金の対象事業者及び配分等について</p> <p>3 申請・交付に関する手続きについて (3) 申請対象費用及び証憑について ア. 申請対象の定義</p>
		<p>■ 拠出金の配分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに事業開始する事業者は需要実績がないため、その場合は、供給計画第一年度の需要計画を用いて按分比率を算定の上、配分する <p>■ 最低金額の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模な事業者が存在しうることを踏まえ、1,000円を最低金額として設定 <p>■ 事業退出する場合の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業退出する場合、支払い済の拠出金の精算は行わない <p>■ 他電力等からの応援に係る費用の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災エリアの一送と配電事業者が同一の応援事業者から応援を受けた場合、その費用内訳が明確とならないことが想定されるため、総額を各々の停電量で按分する 	

2. 運用要領の主な改訂内容及び反映箇所（2）

改訂の考え方・ポイント		反映箇所	
2 制度運用開始以降の実務を通じて追記/変更する内容	<p>■ 申請時提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査時に最低限確認すべき内容を踏まえ、委託費に関する証憑類の取扱い、本機関からの問合せ対応に係る内容を追記 	本文	<p>3 申請・交付に関する手続きについて</p> <p>(2) 申請について</p> <p>イ. 申請時提出書類</p> <p>(3) 申請対象費用及び証憑について</p> <p>ア. 申請対象の定義</p>
	<p>■ 申請対象費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮復旧とその他の区分けが明確でない項目の対象期間について、停電ピーク日を起点としていたが、停電ピークまでにも相当の対応を行っていることを踏まえ、「停電開始日」を起点と規定 		<p>(3) 申請対象費用及び証憑について</p> <p>ア. 申請対象の定義</p>
	<p>■ 審査方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請から受理までの具体工程の追記 ・審査を円滑に遂行するために、明細や証憑の追加提出を求める場合の提出期間（2週間以内）を規定 		<p>(4) 交付額の決定について</p> <p>ア. 審査方法</p>
	<p>■ 交付決定の順番</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案件規模や内容確認の度合いに応じて交付順を入れ替える場合として、申請事業者の経営状況が切迫している等の個別事情が生じた場合についても追記 		<p>(4) 交付額の決定について</p> <p>イ. 交付決定の順番</p>
	<p>■ 事後検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請件数が少ない場合も勘案し、検証回数に係る記載を削除 		<p>5 事後検証について</p> <p>(1) 事後検証について</p>
	<p>■ 明細フォーマット及び対象費用事例/証憑に係る一覧表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの事業者問合せや申請/審査実務を踏まえ、フォーマット一部変更及び事例内容の追記 	別紙	別紙 1 ～ 3 の各部

2. 運用要領の主な改訂内容及び反映箇所（3）

改訂の考え方・ポイント		反映箇所
3 その他変更	<ul style="list-style-type: none"> ■ 運用要領改訂に係る効力発生日 <ul style="list-style-type: none"> ・本改訂内容の公表もしくは配電事業者が新たに定義されることに伴う本機関規程類の変更に係る経済産業大臣認可日の遅い日から効力が生じる旨を規定 ■ 用語の定義 <ul style="list-style-type: none"> ・停電開始日及び仮復旧扱い終了日に係る定義を追記 ■ 配電事業者が対象事業者となることに伴う追記 ■ その他軽微な文言修正/削除 	<p>1 はじめに （1）本運用要領について</p> <p>（2）本運用要領に用いる用語の定義について</p> <p>※対象となる事業者が規定されている各箇所に追記 （例：一般送配電事業者「及び配電事業者」）</p>

3. 運用要領の主な変更箇所

1. 配電事業者が本制度の対象者に追加されるに伴う内容

■ 拠出金の対象事業者

<変更前>

2 拠出金・積立基準額に関する手続きについて
(2) 拠出金の 支払いに関する手続き について
(新設)

<変更後>

2 拠出金・積立基準額に関する手続きについて
(2) 拠出金の 対象事業者及び配分等 について
ア. 拠出金の対象事業者
年度開始時点で事業を営んでいる一般送配電事業者及び配電事業者とする。年度途中で事業開始する事業者は、当該年度は拠出金の支払い対象とせず、翌年度の拠出金支払いの際に、当該年度分の支払い相当額を加算する。なお、年度開始時点で事業開始しているが当該年度において需要計画がない場合は、対象外とする。

■ 拠出金の配分

<変更前>

ア. 拠出金の配分
本機関は、当該年度の拠出金お前々年度の各エリアの需要実績 (kwh) <使用端> を基に配分する。端数は千円未満四捨五入とする。

<変更後>

イ. 拠出金の配分
本機関は、当該年度の拠出金を前々年度の各エリアの需要実績 (kWh) <使用端> を基に配分する。端数は千円未満四捨五入とする。
前々年度の需要実績がない事業者が存在する場合、供給計画の第一年度の需要電力量を用いて、一般送配電事業者及び配電事業者の供給区域内における按分比率を算定の上、配分する。

3. 運用要領の主な変更箇所

1. 配電事業者が本制度の対象者に追加されるに伴う内容

■ 最低金額の設定

<変更前>

(新設)

<変更後>

ウ. 最低金額の設定
イにより配分の上、1,000円を最低金額とする。
(抛出金の配分算定の結果、500円未満となる場合)

■ 事業退出する場合の取扱い

<変更前>

(新設)

<変更後>

エ. 事業退出する場合
事業退出時点で支払い済みの抛出金の精算は行わない。

3. 運用要領の主な変更箇所

1. 配電事業者が本制度の対象者に追加されることに伴う内容

■ 他電力等からの応援に係る費用の取扱い

<変更前>

(3)申請対象費用及び証憑について

ア. 申請対象の定義

①他電力等からの 応援に係る費用	・応援事業者が行う作業は基本的に仮復 旧とし、すべて交付対象とする。 ・ <u>(新設)</u>
---------------------	--



<変更後>

(3)申請対象費用及び証憑について

ア. 申請対象の定義

①他電力等からの 応援に係る費用	・応援事業者が行う作業は基本的に仮復 旧とし、すべて交付対象とする。 ・ <u>なお、被災エリアの一般送配電事業者と 配電事業者の双方が、管外の一般送配 電事業者等から応援を受けた場合、その 総額について、一般送配電事業者と配電 事業者の停電量で按分の上、交付対象 費用を算出する。</u>
---------------------	---

3. 運用要領の主な変更箇所

2. 制度運用開始以降の実務を通じて追記/変更する内容

■ 申請時提出書類

<変更前>

3 申請・交付に関する手続きについて

(2) 申請について

イ. 申請時提出書類

被災事業者は、申請書に下記の書類を添付して本機関へ申請する。申請書は原則として原紙を郵送する。ただし、添付書類はコピーも可とする。

- ・ (省略)
- ・ (省略)
- ・ 証憑 (原則として、申請する全ての費用項目に対し証憑は必要。ただし、応援事業者及び委託会社に関しては申請時の提出は不要とするが、本機関より被災事業者や応援事業者に問い合わせた場合には、委託会社分を含めて速やかに証憑を示すこととする。)

・ (新設)

<変更後>

3 申請・交付に関する手続きについて

(2) 申請について

イ. 申請時提出書類

被災事業者は、申請書に下記の書類を添付して本機関へ申請する。申請書は原則として原紙を郵送する。ただし、添付書類はコピーも可とする。

- ・ (省略)
- ・ (省略)
- ・ 証憑は、被災事業者分は原則として、申請する全ての費用項目に対して提出を求めるが、委託費については一部証憑を不要(各費用項目に必要な証憑類の詳細は、【別紙3】の通り)とし、応援事業者分は全て不要とする。
- ・ 但し、本機関より被災事業者(被災事業者分)や応援事業者(応援事業者分)に問い合わせた場合には、速やかに証憑を示すこととする。

3. 運用要領の主な変更箇所

2. 制度運用開始以降の実務を通じて追記/変更する内容

■ 申請対象費用

<変更前>

(3)申請対象費用及び証憑について

ア. 申請対象の定義

停電からの早期復旧に資する費用として、以下の二種類を申請対象費用とする。

②本復旧と比較して迅速な停電の解消が期待される仮復旧費用

・被災事業者が行う作業で使用する資機材などは、本復旧と明確に区別可能であれば本復旧費用は対象外とするが、労務費など仮復旧と本復旧とに明確に区分できないものは、最大停電軒数のピークが生じた日から99%停電が復旧したまでに生じた額を制度の対象とする。なお、早期の停電解消には直接結びつかなくとも、例えば、発電所に繋がっている送電線の復旧など、供給の信頼度を保つための仮復旧も対象とする。

・資機材の交付対象については、災害時連携計画の仮復旧手順にある資機材及び工法によるものを基本とし、災害時連携計画にないものは、申請者よりその説明を受けて、判断する。

なお、系統切替等で停電復旧した場合も被災前系統での送電を前提に相互扶助の対象とするが、仮工事が長期化する場合もあることから、原則として、仮復旧終了扱い日から概ね1ヶ月以内の工事に限定する。なお、電源車及び人の帰路にかかる費用に関しても、同様の期間までとする。

<変更後>

(3)申請対象費用及び証憑について

ア. 申請対象の定義

停電からの早期復旧に資する費用として、以下の二種類を申請対象費用とする。

②本復旧と比較して迅速な停電の解消が期待される仮復旧費用

・直接的に仮復旧に資する関連費用を交付対象とする。

・資機材関連費用は、災害時連携計画の仮復旧手順にある資機材及び工法によるものを基本とし、その他の場合は、申請者より具体的な内容を説明の上、別途判断する。

・早期の停電解消に結びつかなくとも、例えば、発電所に繋がっている送電線の復旧など、供給信頼度を保つための仮復旧も交付対象に含む。

・系統切替等で停電復旧した場合も被災前系統での送電を前提に相互扶助の対象とするが、仮工事が長期化する場合もあることから、原則として、仮復旧終了扱い日から概ね1ヶ月以内の工事に限定する（本内容に係る電源車及び人の帰路にかかる費用に関しても、同様の期間までとする）。

・仮復旧とその他の区分けが明確でないカテゴリーは、停電発生日から仮復旧終了扱い日までに生じた額を交付対象とする（但し、離島への事前派遣など発災前に対応した時間外労務費や宿泊費は対象とする）。

3. 運用要領の主な変更箇所

2. 制度運用開始以降の実務を通じて追記/変更する内容

■ 申請対象費用

<変更前>

(3)申請対象費用及び証憑について

ア. 申請対象の定義

<対象費用の定義>

5	委託費	<p><応援>・応援にかかった委託費用は全て交付対象 <被災>・仮復旧への対応であることが明確な委託契約は、全額を対象とする ・仮復旧とその他の区分けが明確でない委託契約は、その委託事業者が当該期間(99%停電解消)に要した費用を対象。 ・<u>(新設)</u></p>
---	-----	---



<変更後>

(3)申請対象費用及び証憑について

ア. 申請対象の定義

<対象費用の定義>

5	委託費	<p><応援>・応援にかかった委託費用は全て交付対象 <被災>・仮復旧への対応であることが明確な委託契約は、全額を対象とする ・仮復旧とその他の区分けが明確でない委託契約は、その委託事業者が当該期間(99%停電解消)に要した費用を対象とする。 ・<u>具体的には、委託契約期間(工事期間)を分母とし、委託契約開始日若しくは停電発生日の遅い方から仮復旧終了扱い日までの日数で日割り計算した費用(小数点以下、四捨五入)とする。</u></p>
---	-----	---

3. 運用要領の主な変更箇所

2. 制度運用開始以降の実務を通じて追記/変更する内容

■ 審査方法

<変更前>

(4) 交付額の決定について

ア. 審査方法

本機関は、被災事業者から申請を受理したのち、遅滞なく、受理した日及び回答期限を被災事業者に通知する。提出された申請書及び明細・証憑は、まず申請対象費用項目に該当するか否かを確認し、不明な金額があれば、申請者に問い合わせ確認する。

<変更後>

(4) 交付額の決定について

ア. 審査方法

本機関は、被災事業者から申請を受付けた後、災害基準要件に該当するか否か及び申請書類の不備等の確認を行った上で、受理した日及び回答期限を被災事業者に通知する。
審査において、提出された申請書及び明細・証憑の内容について不明な金額があれば、申請者に問い合わせ確認する。その際、明細・証憑の内容等について追加で提出を求めた場合、被災事業者は、原則2週間以内に提出することとし、2週間以内に確認ができない場合、申請時点での書類を以って審査を行うこととする。

<変更前>

イ. 交付決定の順番

交付決定は、原則、申請を受付けた順に行うが、申請不備又は大規模災害等により審査期間が3か月を超過する可能性がある場合には、当該申請者と協議のもと、審査の順番を入れ替える場合がある。

<変更後>

イ. 交付決定の順番

交付決定は、原則、申請を受理した日（以下、受理日という）の順に行うが、大規模災害や審査過程での事業者への内容確認等により審査期間が3か月を超過する可能性がある場合や申請事業者の経営状況が切迫している等の個別事情が生じた場合には、当該申請者と協議のもと、審査の順番を入れ替える場合がある。

3. 運用要領の主な変更箇所

2. 制度運用開始以降の実務を通じて追記/変更する内容

■ 審査方法

<変更前>

ウ. 交付決定

本機関は前項の順に審査・支払いを行い、受理した日の翌日から3か月以内に、理事会において以下の内容について決議し、被災事業者へ交付額の決定通知書を速やかに通知する。

<変更後>

ウ. 交付決定

本機関は前項の順に審査・支払いを行い、受理日の翌日から3か月以内に、理事会において以下の内容について決議し、被災事業者へ交付額の決定通知書を速やかに通知する。

<変更前>

オ. 運営委員会への報告

運営委員会へは、理事会にて決議した交付実績を、まとめて事後に報告する。

<変更後>

オ. 運営委員会への報告

理事会にて決議した交付実績について、一定期間毎にまとめて運営委員会へ報告する。

■ 事後検証

<変更前>

5 事後検証について

(1) 事後検証について

本機関は、交付額の監査と災害等扶助に関する費用の分析を行うため、交付決定後、年に数回程度、申請案件を任意に選んで、交付額の事後検証を行う。なお、明細（応援事業者の費用の内訳が分かるもの）及び証憑はコピーも可とする。

<変更後>

5 事後検証について

(1) 事後検証について

本機関は、交付額の監査と災害等扶助に関する費用の分析を行うため、交付決定後、申請案件を任意に選んで、交付額の事後検証を行う。なお、明細（応援事業者の費用の内訳が分かるもの）及び証憑はコピーも可とする。

3. 運用要領の主な変更箇所

3. その他変更

■ 運用要領の効力発生日

<変更前>

(新設)
(新設)

災害等復旧費用の相互扶助
運用要領

2021年4月

<変更後>

2021年4月16日 施行
2022年4月〇〇日 変更

災害等復旧費用の相互扶助
運用要領

2022年4月

<変更前>

1. はじめに
(1)本運用要領について
本運用要領は、災害等復旧費用の相互扶助制度（以下「本制度」という。）に関する業務を円滑に実施するため、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の業務規程第176条の15の規定に基づき作成し、本制度の運用の指針とするものである。
なお、本制度の運用は法28条の40第2項の施行日（2021年4月1日）をもって開始し、本運用要領は本機関の規程類の経済産業大臣認可をもって効力を有するものである。

<変更後>

1. はじめに
(1)本運用要領について
本運用要領は、災害等復旧費用の相互扶助制度（以下「本制度」という。）に関する業務を円滑に実施するため、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の業務規程第176条の15の規定に基づき作成し、本制度の運用の指針とするものである。
なお、本運用要領の改訂に際しては、本機関からの公表日もしくは改訂内容に係る本機関規程類の経済産業大臣認可のいずれか遅い方をもって効力を有するものである。

3. 運用要領の主な変更箇所

3. その他変更

■用語の定義

<変更前>

- 1. はじめに
- (2)本運用要領に用いる用語の定義について
 - ・ (省略)
 - ・ (新設)
 - ・ (新設)

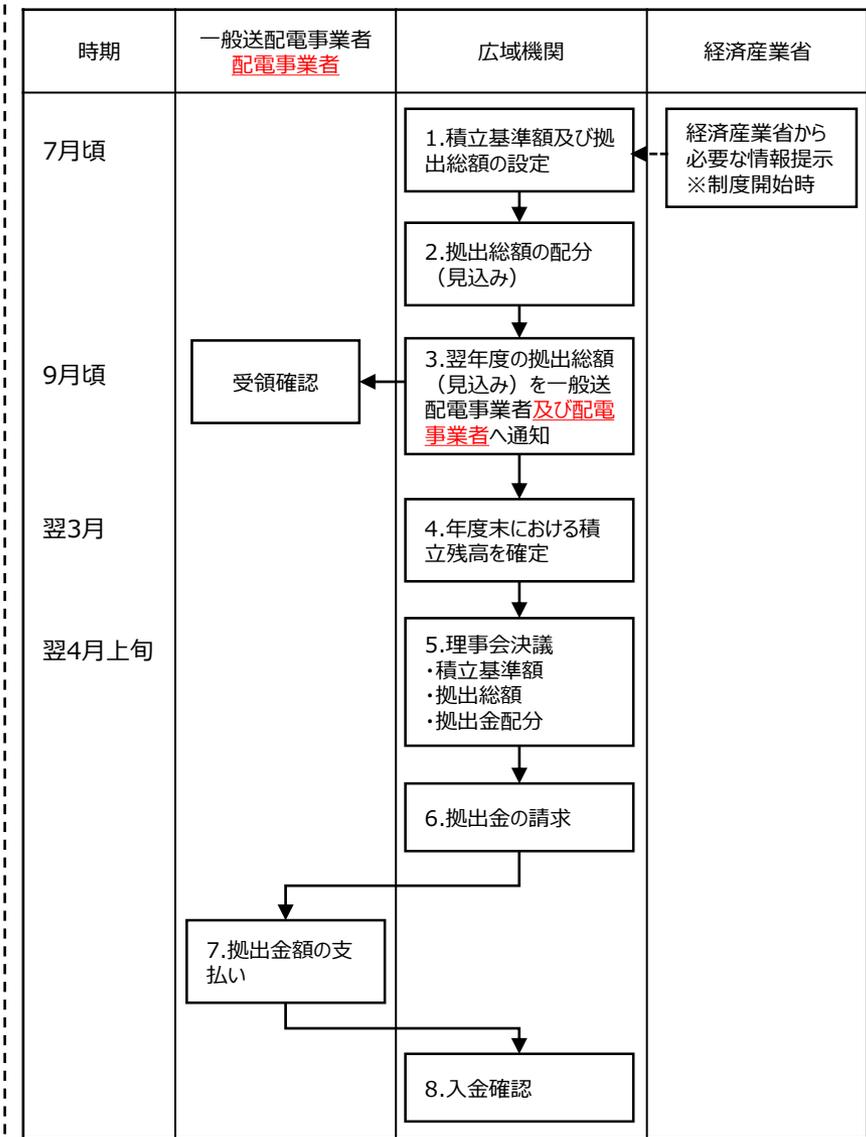
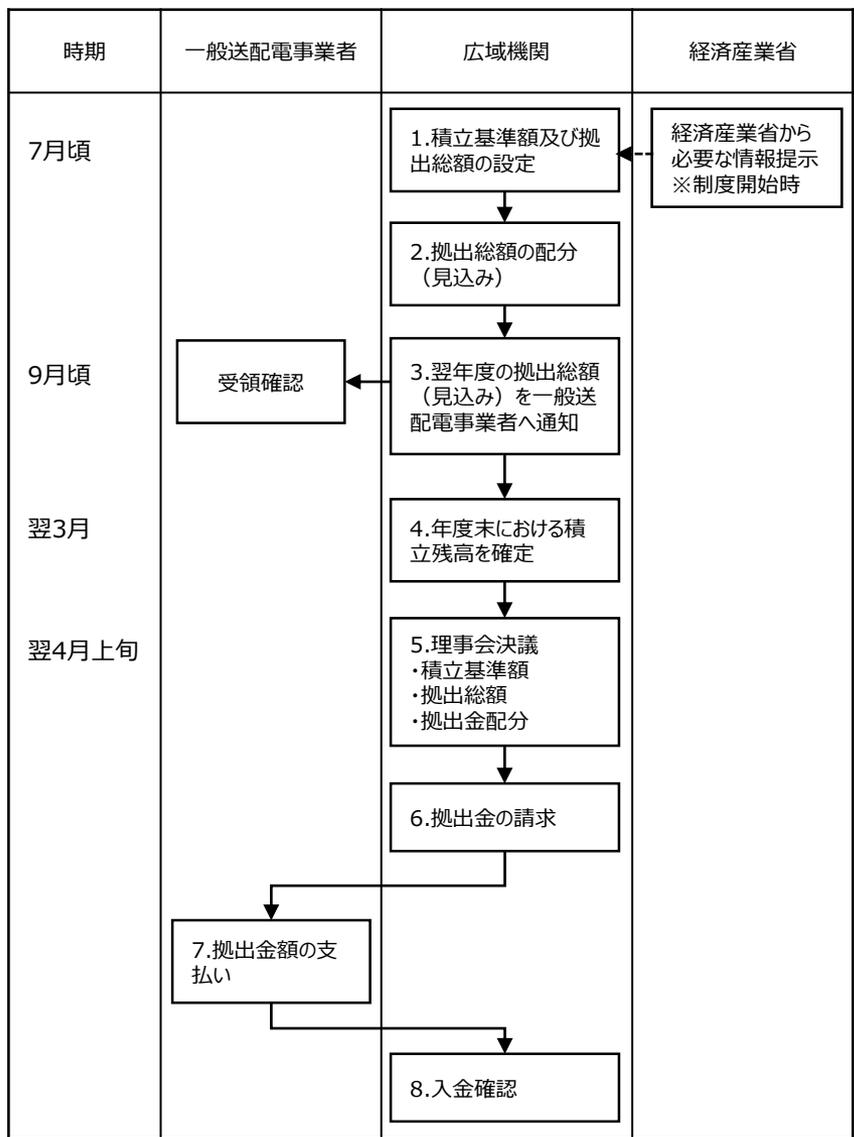


<変更後>

- 1. はじめに
- (2)本運用要領に用いる用語の定義について
 - ・ (省略)
 - ・ 「**停電開始日**」とは、被災事業者の供給エリアにおいて、申請対象災害を起因とする停電が発生した日をいう。
 - ・ 「**仮復旧終了扱い日**」とは、99%停電が復旧した日をいう。

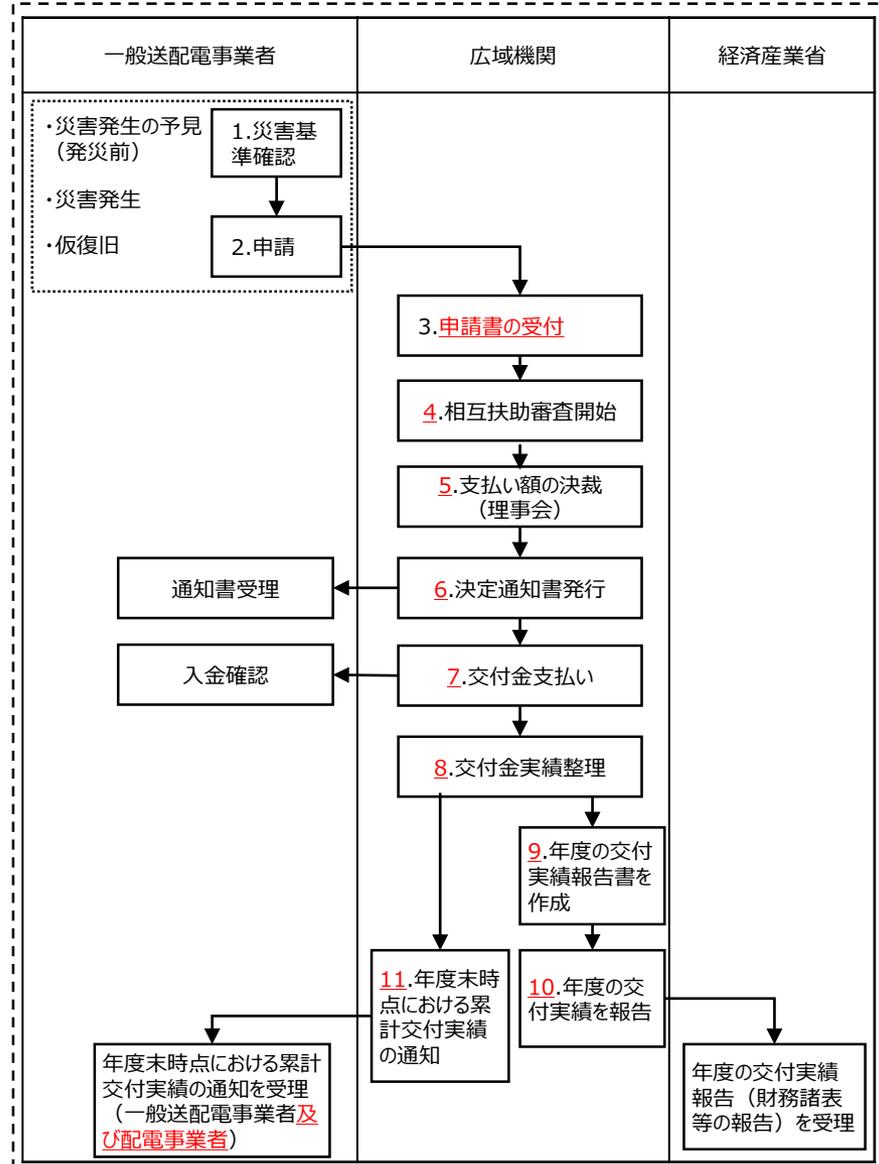
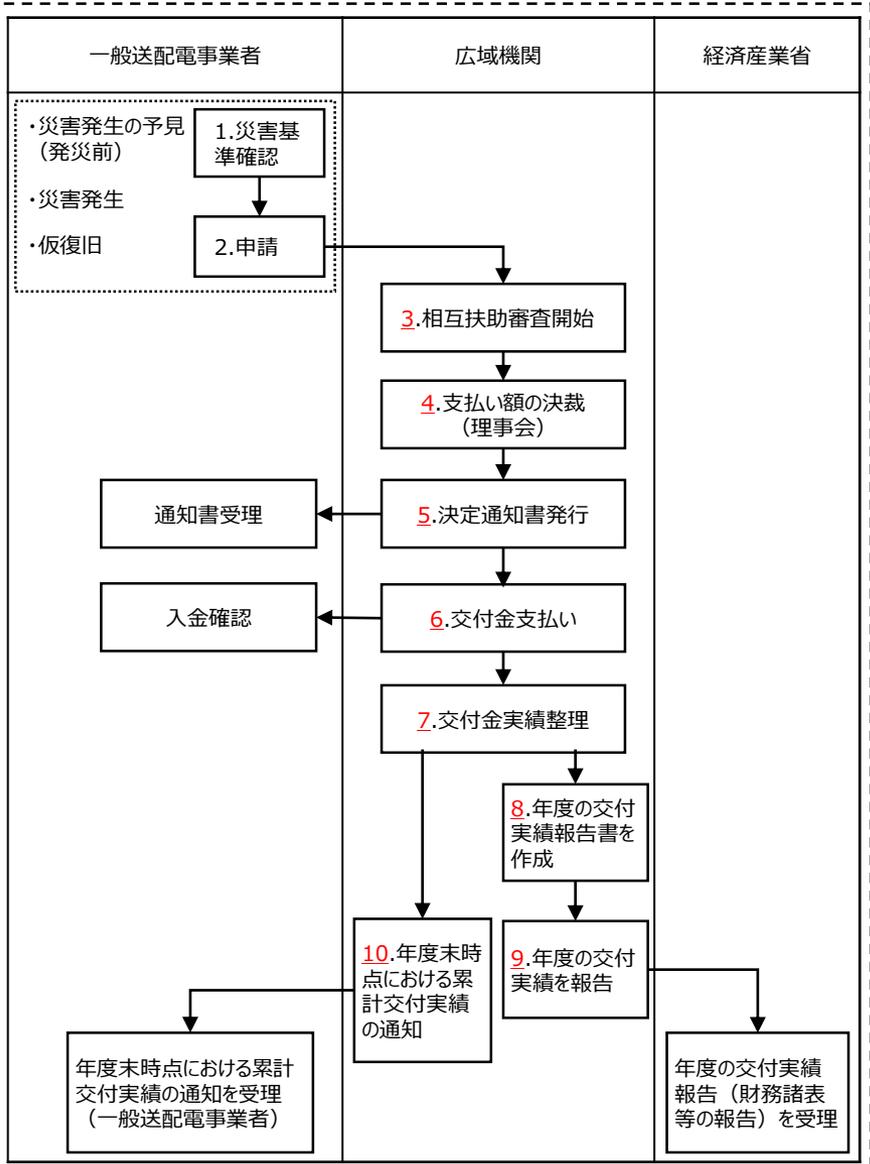
3. 運用要領の主な変更箇所

3. その他変更



3. 運用要領の主な変更箇所

3. その他変更



【参考】運用要領の構成・概要について ～ 本文と別紙の関連性

■ 被災送配電事業者の申請手続きを円滑に行うべく、申請書や明細書に係るひな形および対象費用の詳細について、別紙にて整理しています。

運用要領 本文

- 1 はじめに
 - (1) 本運用要領について
 - (2) 本運用要領に用いる用語の定義について
- 2 拠出金・積立基準額に関する手続きについて
 - (1) 拠出金・積立基準額の設定について
 - (2) 拠出金の支払いに関する手続きについて
- 3 申請・交付に関する手続きについて
 - (1) 交付対象となる災害基準について
 - (2) 申請について
 - (3) 申請対象費用及び証憑について
 - (4) 交付額の決定について
 - (5) 交付金の支払いについて
 - (6) 交付に関する報告について
- 4 相互扶助に関する規程類および運用要領の公表について
- 5 事後検証について
 - (1) 事後検証について
 - (2) 精算について
 - (3) 不適切な申請が認められた場合について

【別紙1-1】相互扶助の申請書
(初回)

【別紙1-2】相互扶助の申請書
(追加)

【別紙2-1】明細書のひな形

【別紙2-2】労務管理のひな形(任意)

【別紙3】対象費用と証憑類の
一覧表

【参考】定款・業務規程・送配等業務指針

<業務規程>

(災害等扶助拠出金の積立)

第176条の9 (略)

2 前項の規定にかかわらず、前年度末の積立残高の金額が積立基準額を超える場合には、当該年度において、本機関は一般送配電事業者及び配電事業者たる会員に対して災害等扶助拠出金の拠出を求めない。

(災害等扶助交付金の交付対象者)

第176条の10 災害等扶助交付金の交付対象者は、一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者たる会員とする。

<送配電等業務指針>

第3節 災害等復旧費用の相互扶助制度

(災害等扶助交付金の交付申請)

第267条の6 一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者は、本機関に対し、災害等扶助交付金の交付を申請することができる。